

職員の閲読の自由、政治活動の自由をふみにじる暴挙！



庁舎内での「しんぶん赤旗」の配達などを禁止するとして今回の措置に対して4日、日本共産党滋賀県委員会の石黒良治委員長、同党湖南地区の石堂淳士委員長と甲賀市議員団が、岩永裕貴市長に下記の抗議と申し入れを行いました。市長決済なのに市長はこの申し入れに応じず、正木副市長と藤田総務部次長が応対しました。
 (写真は向かって右から石黒、石堂、山岡・小西・岡田議員)

日本共産党と「しんぶん赤旗」の活動を禁ずる不当な決定に抗議し、撤回を求める

日本共産党滋賀県委員会が岩永市長に抗議・申し入れ

2021年2月4日

甲賀市長 岩永裕貴様

日本共産党と「しんぶん赤旗」の活動を禁ずる不当な決定に抗議し、撤回を求める

日本共産党滋賀県委員会委員長 石黒良治
 日本共産党湖南地区委員会委員長 石堂淳士
 日本共産党甲賀市議員団団長 山岡光広

貴職は、2020年12月25日に何の根拠も示さず「庁内の秩序維持に支障がある」として「しんぶん赤旗」の甲賀市庁舎内での配達・集金を「不許可」とした。これは、日本共産党の政治活動とジャーナリズムの一翼を担い大きな役割を發揮している「しんぶん赤旗」を弾圧する異常な決定であり、県内でこのような非常識な対応をしている自治体は他になく、全国的にも皆無に等しく、厳しく抗議し、撤回を求めるものである。

加えて、2021年1月12日に総務部理事名で発出された文書では、「時間外勤務を命じられているか否かを外観だけで判断することは不可能」などとして、休憩時間等の勤務時間外まで配達・集金を「不許可」とし、庁舎内での職員の生活と行動のすべてを行政の管理下に置き、統制するという恐るべき態度を表明した。これにより庁舎内では、場所を問わず、勤務時間外であっても、「赤旗」の配達・集金が全面的に禁じられ、職員が「赤旗」を読むことも党議員と自由に会話することも、抑圧され委縮するという異常な事態が作りだされている。甲賀市のこの見解は、職員の「思想信条の自由」「閲読の自由」を侵害し、「政治活動の自由」を根本から踏みにじるものであり、断じて許されない暴論である。

本来、市庁舎は市民に開かれた場であり、市民が様々な要求や政治的主張をもちより、職員みなさんに知っていただくことは、なんら不当なものではなく、住民の福祉の増進という地方自治体の本来の仕事遂行の上で不可欠である。わが党に限らず、市民の負託を受けた議員が、市政をより良くするために、市庁舎で市職員と様々な形で接触し、情報を共有し、話し合うことは当たり前の活動である。この政治活動を何の根拠もなく禁ずるなど言語道断である。このような状態では、市民の多様な願いが市政に届かなくなり、地方自治体としての職務にも重大な支障をきたすのは明らかである。

よって、貴職に対し以下のことを強く申し入れる。

- 一、ただちに12月25日付「通知」(甲管財第401号)と1月12日付「文書」(甲管財第410号)を撤回すること。
- 二、政党機関紙を含む新聞購読は職員の自由であり、職員の「思想・信条の自由」、庁舎内での「政治活動の自由」は断固として守られるべきである。これらの自由が保障されることを、職員みなさんに対して明確に表明すること。

以上

日本共産党 甲賀市議員団ニュース 2021年 2月 7日 第343号	 山岡 光広 甲南町森尻 16 TEL 86-2985 Fax 86-0415	 小西喜代次 信楽町勅旨 456 TEL 83-0765 Fax 83-0765	 岡田 重美 土山町南土山甲 78-15 TEL 66-0696 Fax 66-0696
--	---	--	--